平成30年度指定管理者監査(継続更新分)結果について

- 1 監査実施年月日 平成30年10月15日(月)、19日(金)、11月12日(月)
- 2 監 査 対 象
 - (1) 指定管理者と所管課のヒアリング実施
 - ① 施 設 教育科学館指定管理者 株式会社 学研プラス所 管 課 教育委員会事務局生涯学習課
 - (2) 所管課のみヒアリング実施
 - ① 施 設 徳丸ふれあい館指定管理者 株式会社 アリオス所 管 課 健康生きがい部長寿社会推進課
 - ② 施 設 徳丸高齢者在宅サービスセンター 西台高齢者在宅サービスセンター 指定管理者 社会福祉法人 翠生会 所 管 課 健康生きがい部介護保険課
 - ③ 施 設 仲町高齢者在宅サービスセンター 指定管理者 社会福祉法人 奉優会所 管 課 健康生きがい部介護保険課
 - ④ 施 設 小茂根福祉園指定管理者 社会福祉法人 恩賜財団東京都同胞援護会所 管 課 福祉部障がい者福祉課
 - ⑤ 施 設 赤塚福祉園指定管理者 社会福祉法人 嬉泉所 管 課 福祉部障がい者福祉課
- 3 監査委員合議年月日 平成 31 年 1 月 31 日 (木)

4 監査実施場所 監査委員室及び教育科学館

5 監査の範囲

(1) 所管課

平成 29 年度各指定管理施設の指定管理者に関する財務事務 (施設及び備品の管理状況を含む)

(2) 指定管理者(教育科学館のみ)

平成29年度施設管理業務に関する出納その他の事務の執行 (施設及び備品の管理状況を含む)

6 監査の着眼点

- (1) 所管課
 - ① 指定管理者の選定は、適正かつ公正に行われているか。
 - ② 指定管理者への指導監督は適正に行われているか。
 - ③ 業務の履行確認は、事業報告書により適切に行われているか。
 - ④ 事業費の算定及び支出方法、時期、手続等は適正か。
- (2) 指定管理者(教育科学館のみ)
 - ① 協定書に則って、適正かつ効果的に業務が履行されているか。
 - ア 施設管理業務の実施状況
 - イ 施設の利用状況
 - ウ 事故防止、安全確保への配慮
 - ② 協定書に定められた報告書等は適時に提出されているか。
 - ③ 協定に改善又は変更等の必要は生じていないか。
 - ④ 施設の管理に関する収支に係る会計経理は適切に行われているか。
 - ア 関係帳簿の整備・記帳は適正か。
 - イ 証拠書類の整備・保存は適正か。

7 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。 ただし、次の意見を付す。 区は、区民サービスの向上を目的に指定管理者制度を活用しているが、今後とも、 施設を適正に管理・運営するためには、各担当課による指定管理者に対する指導監督を行うことが重要である。

各担当課は、指定管理者から提出される事業実績報告書や会計報告書の内容を十分精査するとともに、適宜、施設の状況を確認し、必要に応じ、指定管理者に対する指導等を行うなど、施設の適切な維持管理や事業運営の一層の充実を図る必要がある。

平成30年度指定管理者監査(新規分)結果について

- 1 監査実施年月日 平成 30 年 12 月 20 日(木)
- 2 監 査 対 象
 - (1) 施 設 エコポリスセンター
 - (2) 指定管理者 板橋エコみらいプロジェクト
 - ①株式会社小学館集英社プロダクション
 - ②東京ビジネスサービス株式会社
 - ③東京パワーテクノロジー株式会社
 - ④板橋建物総合管理協同組合
 - (3) 所 管 課 資源環境部環境政策課
- 3 監査委員合議年月日平成31年1月31日(木)
- 4 監査実施場所 監査委員室及びエコポリスセンター
- 5 監査の範囲
 - (1) 所管課

平成 29 年度指定管理施設の指定管理者に関する財務事務 (施設及び備品の管理状況を含む)

(2) 指定管理者

平成29年度施設管理業務に関する出納その他の事務の執行 (施設及び備品の管理状況を含む)

- 6 監査の着眼点
 - (1) 所管課
 - ① 指定管理者の選定は、適正かつ公正に行われているか。
 - ② 指定管理者への指導監督は適正に行われているか。
 - ③ 業務の履行確認は、事業報告書により適切に行われているか。
 - ④ 事業費の算定及び支出方法、時期、手続等は適正か。

(2) 指定管理者

- ① 協定書に則って、適正かつ効果的に業務が履行されているか。
 - ア 施設管理業務の実施状況
 - イ 施設の利用状況
 - ウ 事故防止、安全確保への配慮
- ② 協定書に定められた報告書等は適時に提出されているか。
- ③ 協定に改善又は変更等の必要は生じていないか。
- ④ 施設の管理に関する収支に係る会計経理は適切に行われているか。
 - ア関係帳簿の整備・記帳は適正か。
 - イ 証拠書類の整備・保存は適正か。

7 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。

ただし、次の意見を付す。

区は、区民サービスの向上を目的に指定管理者制度を活用しているが、今後とも、 施設を適正に管理・運営するためには、各担当課による指定管理者に対する指導監督を行うことが重要である。

各担当課は、指定管理者から提出される事業実績報告書や会計報告書の内容を十分精査するとともに、適宜、施設の状況を確認し、必要に応じ、指定管理者に対する指導等を行うなど、施設の適切な維持管理や事業運営の一層の充実を図る必要がある。